

令和元年度財政援助団体等監査について、横手市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和2年1月31日

監査報告書により指摘された事項の状況報告

種類 令和元年度 財政援助団体等監査
 期間 令和元年7月10日～令和元年11月27日
 範囲 平成30年度事業を対象
 ①出資団体 2団体
 ②公の施設の指定管理者1団体（2施設）
 ③補助金等交付団体8団体（2補助金）

対象団体	指摘事項	回答
ウッド株式会社 さんない	（1）出資団体に対して 総会資料の数値の内訳に不一致な箇所がある。株主にとって経営状況を判断する材料となるので、正確な報告に努められたい。 （2）所管部局に対して 出資団体の経営及び財政状態の把握に努められたい。	（2）所管部局に対して ・団体との連絡調整を密にして、報告書類等は早めに提出していただき、事前チェックの強化を実施する。 ・団体の株主総会にオブザーバーとして出席させていただけるよう要請する。
横手市森林組合	（1）出資団体に対して 総会資料の数値の内訳に不一致な箇所がある。組合員にとって経営状況を判断する材料となるので、正確な報告に努められたい。 （2）所管部局に対して 出資団体の経営及び財政状態の把握に努められたい。	（1）（2）に対して 横手市森林組合に対し、数値のチェックを徹底するよう指導したほか、農林整備課においてもチェックを行い、財政状況の把握に努めたい。
横手市指定管理者・株式会社 横手市国産材需要開発センター （木の香） ウッドイさんない	（1）公の施設の指定管理者に対して ア 業務報告書の数値の内訳に不一致な箇所がある。正確な報告に努められたい。 イ 市民に対して積極的な利用者増の取組みに努められたい。。 （2）所管部局に対して ア 数値の内訳に不一致な箇所がある業務報告書受理している。提出資料を精査し内容に不備がある場合は、指導・監督に努められたい。 イ モニタリングを実施されたい。	（2）所管部局に対して ア：報告書類提出時にヒアリングを行ない内容チェックの強化を図る。 イ：モニタリングを実施する。

対象団体	指摘事項	回答
指定管理者・横手市農林水産物直売・ウッドデッキさんない	(1) 公の施設の指定管理者に対して 業務報告書の数値の内訳に不一致な箇所がある。正確な報告に努められたい。 (2) 所管部局に対して ア 数値の内訳に不一致な箇所がある業務報告書を受領している。提出資料を精査し内容に不備がある場合は、指導・監督に努められたい。 イ モニタリングを実施されたい。	(2) 所管部局に対して ア：報告書類等は早めに提出させ、チェックや不備に対する指導・監理を徹底する。 イ：モニタリングを実施する。
交付団体・若者交流事業補助金（横手焼き鳥セン）	(1) 補助金交付団体に対して ア 事業実績報告書が事業終了後速やかに提出されていない。 イ 事業実績報告書において、付された条件の履行結果についての記載がない。 (2) 所管部局に対して 補助金交付にあたって付した条件の履行結果について、記載がない事業実績報告書を受領している。補助金の事務処理全般について、適宜確認し指導されたい。	(1) 補助金交付団体に対して ア・イともに即時に交付団体に対し指導済み。今後市の補助金を利用する機会があれば同様の不備がないように、改善いただくことを確認した。 (2) 所管部局に対して 実績報告受領時等、補助金の事務処理を行ううえでの取り扱い全般について再度確認した。また、記入漏れの防止となるよう、交付団体に示す実績報告書の記載例についても修正した。
交付団体・若者交流事業補助金（横手商工会議所）	(1) 補助金交付団体に対して ア 補助金交付決定前の支出がある。 イ 事業実績報告書において、付された条件の履行結果についての記載がない。 (2) 所管部局に対して 補助金交付にあたって付した条件の履行結果について、記載がない事業実績報告書を受領している。補助金の事務処理について、適宜確認し指導されたい。	(1) 補助金交付団体に対して ア・イともに即時に交付団体に対し指導済み。今後市の補助金を利用する機会があれば同様の不備がないように、改善いただくことを確認した。 (2) 所管部局に対して 実績報告受領時等、補助金の事務処理を行ううえでの取り扱い全般について再度確認した。また、記入漏れの防止となるよう、交付団体に示す実績報告書の記載例についても修正した。

対象団体	指摘事項	回答
交付団体・若者交流事業補助金 （JA秋田ふるさと青年部）	（１）補助金交付団体に対して ア 事業実績報告書において、支出の決算内訳と領収書の突合ができず、補助対象経費と補助対象外経費との区分が一部困難であった。 イ 事業実績報告書において、付された条件の履行結果についての記載がない。 （２）所管部局に対して ア 補助対象経費と補助対象外経費との区分が一部困難である事業実績報告書を受理している。わかりやすい記載について指導された。 イ 補助金交付にあたって付した条件の履行結果について、記載がない事業実績報告書を受理している。補助金の事務処理について、適宜指導されたい。	（１）補助金交付団体に対して ア・イともに即時に交付団体に対し指導済み。支出証拠書類の整理や保存について具体的に指導を行った。今後市の補助金を利用する機会があれば同様の不備がないように、改善いただくことを確認した。 （２）所管部局に対して 実績報告受理時等、補助金の事務処理を行ううえでの取り扱い全般について再度確認した。また、記入漏れの防止となるよう、交付団体に示す実績報告書の記載例を修正し、補助金に係る出納整理の参考様式を示すなどして、実績報告時に対象経費等が明確に確認できるような書類整備を指導した。
交付団体・地域づくり町の活動営業補助金	（１）補助金交付団体に対して 特に指摘する事項はなかった。 （２）所管部局に対して 事業実績報告書において、科目ごとの一覧を添付するなど、わかりやすい記載の指導に努められたい。	（２）所管部局に対して 事業実績報告書において、科目ごとの一覧を添付するよう指導した。
交付団体・地域づくり活動補助金 （実行委員会） （あきた十文字映画祭実	（１）補助金交付団体に対して 特に指摘する事項はなかった。 （２）所管部局に対して 事業実績報告書において、科目ごとの一覧を添付するなど、わかりやすい記載の指導に努められたい。	（２）所管部局に対して 事業実績報告書において、科目ごとの一覧を添付するよう指導した。
交付団体・地域づくり活動補助金 （ステーション） （NPO増田地域活性化	（１）補助金交付団体に対して NPO法人自身への支出や、法人代表者への支出について、領収書の内訳が『一式』となっている。使途が明確にわかるような報告に努められたい。 （２）所管部局に対して 領収書の内訳が『一式』となっている事業実績報告書を受理している。補助金の使途が明確にわかるよう、事務処理について適宜確認し指導されたい。	（２）所管部局に対して 領収書の内訳の記載について、『一式』ではなく補助金の使途が明確にわかるように記載するよう指導した。